

○ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後	改正前
<p>（金融商品取引業から除かれるもの）</p> <p>第十六条 令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>〔一〇九の二 略〕</p> <p>十 法第二条第八項第十五号に掲げる行為のうち、当該行為を行う者（以下この号において「対象行為者」という。）が金融商品取引業者等との間で投資一任契約を締結し、当該契約に基づき、当該行為に係る同項第十五号イからハまでに掲げる権利（以下この号において「対象権利」という。）を有する者（以下この号において「対象権利者」という。）のため運用を行う権限の全部を委託するものであって、次に掲げる要件の全てに該当するもの</p> <p>イ 対象権利に係る契約その他の法律行為（以下この号において「出資契約等」という。）において、次に掲げる事項の定めがあること。</p> <p>〔1〕・〔2〕 略</p> <p>〔3〕 当該投資一任契約に係る報酬を運用財産（対象行為者が対</p>	<p>（金融商品取引業から除かれるもの）</p> <p>第十六条 「同上」</p> <p>〔一〇九の二 同上〕</p> <p>十 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>〔1〕・〔2〕 同上</p> <p>〔3〕 当該投資一任契約に係る報酬を運用財産（対象行為者が対</p>

象権利者のために運用を行う金銭その他の財産をいう。ハ(1) (ii)及びニにおいて同じ。)から支払う場合には、当該報酬の額(あらかじめ報酬の額が確定しない場合においては、当該報酬の額の計算方法)

ロ 「略」

ハ 出資契約等及び当該投資一任契約において、当該金融商品取引業者等は、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十八条第一号若しくは第三号若しくは第百二十九条第一項第一号若しくは第六号に掲げる行為又は次に掲げる行為に該当するものを除き、自己、その取締役若しくは執行役又はその運用を行う他の運用財産(法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。(2)において同じ。)との間における取引を行うことを内容とした運用(1)において「自己取引等」という。)を行うことができない旨の定めがあること。

(1) 個別の取引ごとに全ての対象権利者に当該取引の内容及び当該取引を行うとする理由の説明(ii)及び(2)(iii)において「取引説明」という。)を行い、当該全ての対象権利者の同意(次に掲げる事項の全ての定めがある場合において行う取引にあつては、(i)の同意を含む。)を得た取引を行うことを内

象権利者のために運用を行う金銭その他の財産をいう。ハ(2) 及びニにおいて同じ。)から支払う場合には、当該報酬の額(あらかじめ報酬の額が確定しない場合においては、当該報酬の額の計算方法)

ロ 「同上」

ハ 出資契約等及び当該投資一任契約において、当該金融商品取引業者等は、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十八条第一号若しくは第三号又は第百二十九条第一項第一号若しくは第五号に掲げる行為に該当するものを除き、個別の取引ごとに全ての対象権利者に当該取引の内容及び当該取引を行うとする理由の説明(2)において「取引説明」という。)を行い、当該全ての対象権利者の同意(次に掲げる事項の全ての定めがある場合において行う取引にあつては、(1)の同意を含む。)を得なければ自己、その取締役若しくは執行役又はその運用を行う他の運用財産(法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。)との間における取引を行うことを内容とした運用(1)及び(2)において「自己取引等」という。)を行うことができない旨の定めがあること。

(1) 全ての対象権利者の半数以上(これを上回る割合を定めた場合にあっては、その割合以上)であつて、かつ、全ての対象権利者の有する対象権利の四分の三(これを上回る割合を定めた場合にあっては、その割合)以上に当たる多数の同意を得た場合には自己取引等を行うことができる旨

容とした運用を行うこと。

(i) 全ての対象権利者の半数以上（これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上）であつて、かつ、全ての対象権利者の有する対象権利の四分の三（これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数の同意を得た場合には自己取引等を行うことができる旨

(ii) 自己取引等を行うことに同意しない対象権利者が取引説明を受けた日から二十日（これを上回る期間を定めた場合にあつては、その期間）以内に請求した場合には、対象行為者は、当該自己取引等を行った日から六十日（これを下回る期間を定めた場合にあつては、その期間）を経過する日までに当該対象権利者の有する対象権利を公正な価額で運用財産をもって買い取る旨（当該対象権利に係る契約を解約する旨を含む。）

(2) 当該他の運用財産との間における次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(i) 当該他の運用財産の運用が法第二条第八項第十二号又は第十五号（ハに係る部分に限る。）に掲げる行為に該当するものであること。

(ii) 全ての対象権利者及び当該他の運用財産の全ての権利者（金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十九条第一項第五号に規定する権利者をいう。（iii）において同じ。）が適格機関投資家であること。

(2) 自己取引等を行うことに同意しない対象権利者が取引説明を受けた日から二十日（これを上回る期間を定めた場合にあつては、その期間）以内に請求した場合には、対象行為者は、当該自己取引等を行った日から六十日（これを下回る期間を定めた場合にあつては、その期間）を経過する日までに当該対象権利者の有する対象権利を公正な価額で運用財産をもって買い取る旨（当該対象権利に係る契約を解約する旨を含む。）

<p>(iii) 個別の取引ごとに全ての対象権利者及び当該他の運用財産の全ての権利者に取引説明を行い、当該全ての対象権利者の有する対象権利及び当該全ての権利者の有する権利の三分の二（これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数の同意を得たものであること。</p> <p>(iv) 不動産信託受益権（金融商品取引業等に関する内閣府令第七条第六号に規定する不動産信託受益権をいう。）に係る売買であつて、合理的な方法により算出した価額により行う取引であること。</p> <p>「二〇へ 略」</p> <p>「十一〇十六 略」</p> <p>「二〇四 略」</p>	<p>「二〇へ 同上」</p> <p>「十一〇十六 同上」</p> <p>「二〇四 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	